

知財の広場

特許庁へのオンライン手続きの勧め

令和3年特許法等改正に伴う料金改定の施行（R4.4.1～）に伴い、特許関係料金、商標関係料金及び国際出願に係る国際調査手数料等が改定されました。

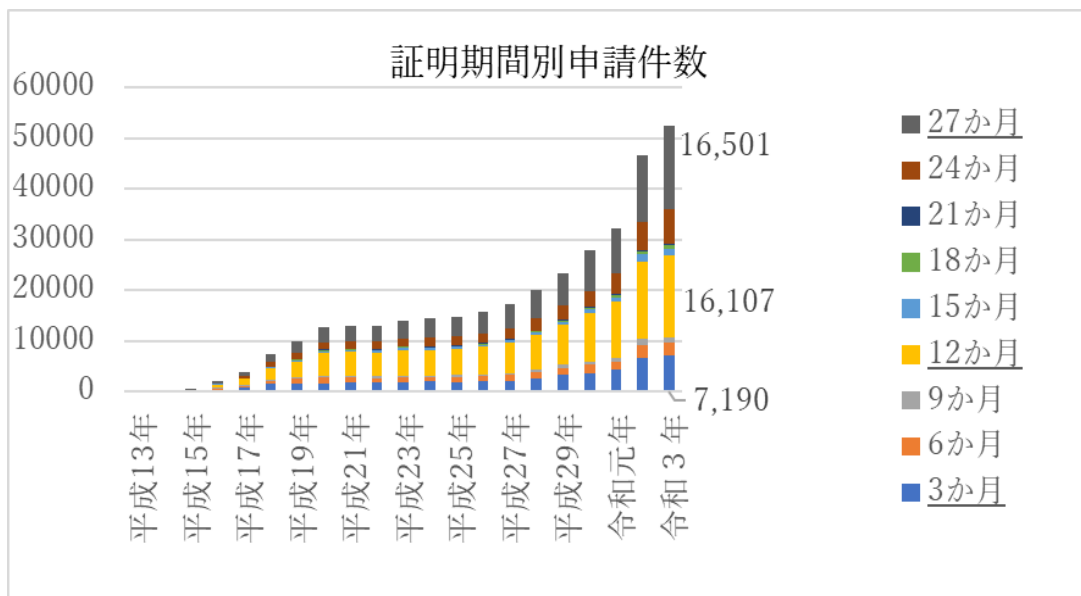
例えば、商標登録料は1区分で4,700円アップ。特許庁に商標出願を書面（紙）申請する場合、書面1枚ですと3,200円の電子化手数料が必要となります（2,400円+1枚×800円）。

そこで皆さんにお勧めしたいのが特許庁へのオンライン手続きです。「上に政策あれば下に対策有り」という中国のことわざではないですが、利用し得る便利な制度があれば積極的に利用しましょう。

特許庁へのオンライン手続きには電子出願ソフトを利用します。手続きが個人の場合は、マイナンバーカード（電子証明書付き）を、法人の場合は法務省電子認証登記所の発行する電子証明書を準備します。

法人の電子証明書の取得は最短1日で可能ですし、電子証明書の手数料が令和3年4月1日から以下のとおり引き下げられています。法人の方も短期の電子証明を取得してオンライン手続きしましょう。

証明期間	3か月	6か月	9か月	12か月	15か月	18か月	21か月	24か月	27か月
改定前 （～R3.3.31）	2,500円	4,300円	6,100円	7,900円	9,700円	11,500円	13,300円	15,100円	16,900円
改定後 （R3.4.1～）	1,300円	2,300円	3,300円	4,300円	5,300円	6,300円	7,300円	8,300円	9,300円



（元データ：法務省 > 電子認証に関する事件の統計）

木村誠治（知財ナビゲーター）